

# 主 論 文 要 旨

2013 年 6 月 28 日

## 我が国の歴史地区における 民有の樹林を保全活用する方策に関する研究 —歴史的風致保全と市街地防火の両立を目指して—

たかまつ まさひこ  
氏名 高松 正彦

### 主論文要旨

本論文は、我が国の歴史地区における民有の樹林の、延焼遮断帯としての機能や評価、保全に係る要因と課題等を明らかにし、これらに基づいた国の関連制度の改善と活用及び樹林保全活動の仕組みを考察することを目的とし、これらの樹林が歴史的風致保全と市街地防火の両面から評価され、的確かつ永続的に保全されることを期待している。

第1章では、樹林の現状把握を目的とする研究を行った。全国の旧城下町等のうち24都市には延焼遮断の可能性のある樹林を持つ寺院群や武家地跡があるが、約30年間に樹林が消失している例があることを明らかにした。

第2章では、樹林の分析評価及び保全に係る要因と課題の把握を目的とする研究を行った。まず、樹林の形態と規模から延焼遮断効果を明らかにした。次に、市町村は樹林の防火機能の認識が漠然としていること、樹林が保全された要因は主として所有者に依るが、今後の保全は費用や高齢化等が課題であることを明らかにした。

第3章第1節では、歴史的風致維持向上計画における火災予防の方策に関する分析を目的とする研究を行った。まず、国は文化財とその周辺環境を景観と防災の両面で捉えること等を意図していることを明らかにした。次に、市町村は必ずしも期待される火災予防対策を位置付けていないことを明らかにした。

第3章第2節では、国の民有緑地保全制度の評価を目的とした研究を行った。まず、歴史的風致保全と市街地防火の両方を目的とした場合の適性について比較評価し、評価の高い2制度は、当該目的には十分活用されていないことを明らかにした。次に、特別緑地保全地区制度は、市町村が活用しやすい方向であることを明らかにした。

第3章第3節では、歴史地区の樹林保全活動の仕組みについて考察と検証を行った。その仕組みは、所有者・地域住民・行政の三者の参加によるものとし、検証により樹林の公益性に対する理解が重要であることを明らかにした。

以上のことから、これらの樹林は歴史まちづくり法や国の緑地保全制度の制度の改善・活用と、行政や地域住民の参画による保全が有効であり、樹林や樹林を取り巻く現状等に応じ、これらの手法を適切に選択すべきであることが明らかとなった。